介護保険施設　介護老人保健施設 松原徳洲苑

（入所）に関する重要事項説明書

（令和８年 １１月 １日現在）

この「重要事項説明書」は、「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 118 号)」に基づき、入所サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

重要事項の説明等

当施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその保証人等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得ることとします。

（２）当施設は、入所申込者又はその保証人等からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその保証人等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当施設は、当該文書を交付したものとみなします。

① 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその保証人等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその保証人等の閲覧に供し、当該入所申込者又はその保証人等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

② 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（３）前項に規定する方法は、入所申込者又はその保証人等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとします。

（４）第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその保証人等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。

（５）当施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその保証人等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ることとします。

① 第２項に規定する方法のうち施設が使用するもの

②　ファイルへの記録の方式

（６）前項の規定による承諾を得た場合には、当該入所申込者又はその保証人等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその保証人等に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行いませ

ん。ただし、当該入所申込者又はその保証人等が再び前項の承諾をした場合は、この限りではありません。

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　医療法人 徳洲会　介護老人保健施設 松原徳洲苑
・開設年月日　平成１０年５月１日
・所在地　大阪府松原市天美東７－１０３
・電　話　番　号　０７２－３３４－３４０２
・ファックス番号　０７２－３３４－４８２７
・管理者名　施設長　中島　弘
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（ ２７５４８８００１７号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能維持・向上訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が在宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設松原徳洲苑の運営方針］

「当施設は、利用者の自立を支援し、在宅復帰および在宅生活継続をはかると言う目的を達成するため、日常生活動作を主とした機能維持・向上を中心に明るく家庭的な雰囲気を有し在宅並びに地域社会との結びつきを重視した運営を行う。」

（３）施設基準

職員の職種、基準人員数及び職務の内容

１）管理者（施設長）	１．０人（施設従業員及びその業務の管理）
２）医師	１．５人以上（利用者の健康状況管理及び保持の措置）
３）薬剤師	０．５人以上（薬の説明や調剤等の管理）
４）支援相談員	１．５人以上（利用者及び家族の相談援助）
５）看護職員	１４．０人以上（診療の補助・療養上の援助）
６）介護職員	３６．０人以上（機能維持・向上に伴う必要な介護・日常生活援助）
７）管理栄養士	１．０人以上（栄養管理及び栄養指導業務）
８）理学療法士・作業療法士・又は言語聴覚士	１．５人以上（機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練）
９）介護支援専門員	２．０人以上（施設における介護計画の作成）
１０）事務職員	３．０人程度（施設運営に係る事務業務）

各職種の実配置人員数

１）管理者（施設長）	１．０人
２）医師	１．５人以上
３）薬剤師	０．５人以上
４）支援相談員	２．０人以上
５）看護職員	１４．０人程度以上
６）介護職員	３６．０人程度以上
７）管理栄養士	２．０人以上
８）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	３．０人以上
９）介護支援専門員	２．０人以上
１０）事務職員	３．０人程度以上

勤務時間

日勤	全職種	８：３０～１７：００
早出 遅出	介護職員	７：００～１５：３０ １２：００～２０：３０
夜勤	看護職員 介護職員	１６：３０～９：００

（４）入所定員等　　・定員１５０名
・療養室　　個室【従来型】３０室、４人室【多床室】３０室

２．サービス内容
① 施設サービス計画の立案
② 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食　　７時３０分～
昼食　　１２時００分～
おやつ　１５時００分～
夕食　　１８時００分～
③ 入浴サービス（週に最低２回ご利用いただきます。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護サービス
⑥ リハビリテーションサービス
⑦ 相談援助サービス
⑧ 理美容サービス（月２回）
⑨ 行政手続代行サービス
⑩ その他
＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご了承ください。なお、ご不明な点は事務所でお尋ねください。

３．介護保険被保険者証の確認
施設ご利用にあたっては、介護保険被保険者証に記載されている「要介護状態区分等」および「認定の有効期間」の確認をさせていただきます。

４．介護保険負担割合証の確認
施設ご利用にあたって、介護保険負担割合証に記載されている「利用者負担の割合」の確認をさせていただきます。

５．利用料金

（１）基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です）
なお、加算型料金と強化型料金は、算定要件に基づく利用月の結果にて変動します。
詳しい算定要件につきましては、担当支援相談員にお尋ねください。

・加算型料金

（個室基本料金）

	１割負担額	２割負担額	３割負担額
要介護１	７５０円	１，４９９円	２，２４８円
要介護２	７９８円	１，５９５円	２，３９２円
要介護３	８６６円	１，７３１円	２，５９６円
要介護４	９２３円	１，８４６円	２，７６９円
要介護５	９７４円	１，９４８円	２，９２２円

・強化型料金

（個室基本料金）

	１割負担額	２割負担額	３割負担額
要介護１	８２４円	１，６４７円	２，４７１円
要介護２	９０２円	１，８０４円	２，７０６円
要介護３	９７０円	１，９４０円	２，９１０円
要介護４	１，０３０円	２，０５９円	３，０８８円
要介護５	１，０８７円	２，１７４円	３，２６１円

・加算型料金

（多床室基本料金）

	１割負担額	２割負担額	３割負担額
要介護１	８２９円	１，６５８円	２，４８６円
要介護２	８８１円	１，７６２円	２，６４３円
要介護３	９４９円	１，８９８円	２，８４７円
要介護４	１，００５円	２，００９円	３，０１３円
要介護５	１，０５８円	２，１１５円	３，１７３円

・強化型料金

（多床室基本料金）

	１割負担額	２割負担額	３割負担額
要介護１	９１１円	１，８２１円	２，７３１円
要介護２	９９０円	１，９８０円	２，９６９円
要介護３	１，０６０円	２，１２０円	３，１７９円
要介護４	１，１２１円	２，２４１円	３，３６１円
要介護５	１，１７６円	２，３５２円	３，５２７円

② その他加算　※金額は、１割負担・２割負担・３割負担の順に記載

・初期加算（Ⅰ）　６３円・１２６円・１８９円／日

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後３０日以内に退院し、施設に入所した場合。（入所日から３０日以内の期間。）

※空床情報について地域医療情報連携ネットワークを通じ、地域の医療機関と定期的に情報共有している。もしくは、空床情報を施設のウェブサイトに定期的に公表し急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。

・初期加算（Ⅱ）　３２円・６３円・９４円／日

初期加算（Ⅰ）以外の入所の場合。（入所日から３０日以内の期間。）

・夜勤職員配置加算　２５円・５０円・７５円／日

夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置が、利用者等の数が２０又はその端数を増すごとに１以上でありかつ２を超えていること。

・協力医療機関連携加算（Ⅰ）　５３円・１０５円・１５７円／月

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

また、協力医療機関が以下の要件を満たしていること。

① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院が要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

・協力医療機関連携加算（Ⅱ）　６円・１１円・１６円／月

協力医療機関連携加算（Ⅰ）以外の協力医療機関と連携している場合。

・栄養マネジメント強化加算　１２円・２３円・３５円／日

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を５０（施設に常勤栄養士を１人以上配置し、休職管理を行っている場合は７０）で除して得た数以上配置していること。医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合。また、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・療養食加算　７円・１３円・１９円／食

医師の指示箋に基づき療養食【糖尿病・腎不全・透析・肝臓病・潰瘍・膵胆・胃切後・貧血・高脂血症・心臓病及び特別な場合の検査食等】を提供した場合

・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　４円・７円・１０円／月

(以下の要件を満たすこと)

イ　入所者または利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも３月に１回評価すること。

ロ　イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、

当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ハ　イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

二　入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。

ホ　イの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画を見直していること。

・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　　１４円・２７円・４１円／月

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

・排せつ支援加算（Ⅰ）　　１１円・２１円・３２円／月

(以下の要件を満たすこと)

イ　排せつ介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも３月に１回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。

ロ　イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排せつ介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。

ハ　イの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

・排せつ支援加算（Ⅱ）　　１６円・３２円・４７円／月

排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。又は、おむつ使用ありから、使用なしに改善していること。又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

・排せつ支援加算（Ⅲ）　　２１円・４２円・６３円／月

排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

・自立支援促進加算　　３１４円・６２７円・９４１円／月

医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに少なくとも３月に１回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。なお、対応が必要であるとされた者ごとには、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施し、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等に関しては、厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）　　４２円・８４円・１２６円／月
入所者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。および、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　　６３円・１２６円・１８９円／月
入所者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること。および、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）　　２７０円・５４０円・８０９円／日
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又若しくは言語聴覚士が、入所の日から３ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び１月に１回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。

・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）　　２０９円・４１８円・６２７円／日
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又若しくは言語聴覚士が、入所の日から３ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。

・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）　５６円・１１１円・１６６円／月
入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。

・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）　３５円・６９円・１０４円／月
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。
また、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・口腔衛生管理加算（Ⅰ）　　９４円・１８８円・２８２円／月
施設において歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月２回以上行った場合で、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されていること。

・口腔衛生管理加算（Ⅱ）　　１１５円・２３０円・３４５円／月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）及び口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・経口維持加算（Ⅰ）　　４１８円・８３６円・１，２５４円／月
現に経口により食事を摂取する入所者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、１月につき所定金額を加算する。

・経口維持加算（Ⅱ）　　１０５円・２０９円・３１４円／月
経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合。

・在宅復帰・在宅療養支援機能加算　　５４円・１０７円・１６０円／日
在宅復帰・在宅復帰支援等指標（１０項目）により算定した数が４０以上の場合

・所定疾患施設療養費（Ⅰ）　２５０円・５００円・７５０円／日（月１回連続する７日限度）
医師により、肺炎・尿路感染症（共に検査を実施）・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を実施）・蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかの診断を受け、投薬、検査、注射、処置等を実施した場合

・所定疾患施設療養費（Ⅱ）
５０２円・１，００４円・１，５０５円／日（月１回連続する１０日限度）
前年度における当該入所者に対する投薬、 検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染対策に関する研修「肺炎・尿路感染症及び帯状疱疹、慢性心不全の増悪に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌」を含む研修を受講している場合。

・安全対策体制加算　　２１円・４２円・６３円（１回限り）
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　　１１円・２１円・３２円／月
感染症法第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。

・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　　６円・１１円・１６円／月
診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　　１０５円・２０９円・３１４円／月
（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

・生産性向上推進体制加算　（Ⅱ）　　１１円・２１円・３２円／月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

・新興感染症等施設療養費　　２５１円・５０２円・７５３円／日（連続する月５日限度）
入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（以下のいずれかの場合）
２３円・４６円・６９円／日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が８０％以上である場合
介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が３５％以上である場合

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　１９円・３８円・５７円／日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０％以上である場合

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（以下のいずれかの場合）
７円・１３円・１９円／日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０％以上である場合
看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が７５％以上である場合
介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３０％以上である場合

・再入所時栄養連携加算　　２０９円・４１８円・６２７円／回
入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合であって、施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合

・経口移行加算　　３０円・５９円・８８円／日
経管による食事を摂取している入所者に、経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合で、管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われている場合

・若年性認知症入所者受入加算　　１２６円・２５１円・３７７円／日
若年性認知症入所者に対してサービスを提供した場合

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　４円・７円・１０円／日

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の１００分の５０以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が２０名未満の場合は１名以上、２０名以上の場合は１に、当該対象者の数が１９を超えて１０または端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。および、従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　５円・９円・１３円／日

認知症専門ケア加算（Ⅰ）を満たし、かつ認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の１００分の２０以上。認知症介護指導者養成研修修了者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しいていること。介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定していること。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算　　２０９円・４１８円・６２７円／日

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保険施設サービスを行った場合。
入所した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ　　１４７円・２９３円・４３９円／日

（入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合）

① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。
② 入所後１月以内に、状況に応じて入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治医の医師に説明し、合意していること。
③ 入所前に該当入所者に６種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医の医師が共同し、入所中に該当処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、診療上必要な指導を行うこと。
④ 入所中に該当入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。
⑤ 入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後１月以内に該当入所者の主治医の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ　　７４円・１４７円・２２０円／日

（施設において薬剤を評価・調整した場合）

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。
入所前に６種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。

・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）　　２５１円・５０２円・７５３円／日

（服薬情報を LIFE に提出）

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること。
当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）　　１０５円・２０９円・３１４円／日
（退所時に、入所時と比べて１種類以上減薬）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。
退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて１種類以上減少している

・ターミナルケア加算

死亡日以前３１日以上４５日以下	７６円・１５１円・２２６円／日
死亡日以前４日以上３０日以下	１６８円・３３５円・５０２円／日
死亡日以前２日又は３日	９５１円・１，９０２円・２，８５３円／日
死亡日	１，９８６円・３，９７１円・５，９５７円／日

・入所前後訪問指導加算
（入所期間が１ヶ月を超えると見込まれる入所予定者の入所予定日前３０日から入所後７日までに退所後生活される場所へ訪問し施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合）

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）　４７１円・９４１円・１，４１１円／回（入所中１回限度）
退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

入所前後訪問指導加算（Ⅱ）５０２円・１，００４円・１，５０５円／回（入所中１回限度）
退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

・退所時等支援等加算
試行的退所時指導加算　　４１８円・８３６円・１，２５４円／回につき
退所が見込まれる入所期間が１月を超える入所者がその居宅において試行的に退所し、当該入所者およびその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合。
入所中最初に試行的な退所を行った月から３月の間に限り、１月に１回を限度として算定する。

退所時情報提供加算（Ⅰ）　５２３円・１，０４５円・１，５６８円（退所時１回限り）
居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。

退所時情報提供加算（Ⅱ）　２６２円・５２３円・７８４円（退所時１回限り）
医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。

入退所前連携加算（Ⅰ）　６２７円・１，２５４円・１，８８１円（退所時１回限り）
入所予定日前３０日から入所後３０日までに、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。および、入所者の入所期間が１月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。

入退所前連携加算（Ⅱ）　　４１８円・８３６円・１，２５４円（退所時１回限り）
入所者の入所期間が１月を超え、入所者が退所後に居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。

訪問看護指示加算　　３１４円・６２７円・９４１円（退所時１回限り）
入所者の退所時に、当該施設の医師が、診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション等に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合。

・外泊時費用　　３７９円・７５７円・１，１３５円／日（月６日限度）
居宅における外泊を認めた場合

・外泊時在宅サービス利用費用　　８３６円・1,６７２円・2,５０８円／日（月６日限度）
退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、当該施設が居宅サービスを提供する場合

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）
基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に９．７％を乗じた金額

（２）居住費・食費　（日額）

利用者負担段階	居　住　費		食　　費
	個　室	多床室	
第１段階	５５０円	０円	３００円
第２段階	５５０円	４３０円	３９０円
第３段階①	１，３７０円	４３０円	６８０円
第３段階②	１，４７０円	５３０円	１，４２０円
第４段階	１，９７５円	８１０円	２，１５５円

個室利用料　　トイレあり　１，６５０円／日
トイレなし　　８２５円／日

※上記「食費」には、おやつ代も含まれています。
※入所・退所日は、摂食された食事代をいただきます。
※外泊される当日、帰苑された当日の食費はいただきます。
※居住費・食費の利用者負担段階について

補足給付の対象となる方（令和8年8月）

	利用者段階	主な対象者		預貯金額（夫婦の場合）
負担軽減の対象となる低所得者	第1段階	生活保護受給者		要件なし
		世帯（世帯を分離している配偶者を含む）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額＋合計所得金額82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額＋合計所得金額82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額＋合計所得金額120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	世帯に課税者がいる者 市町村民税本人課税者		

※外泊時における居住費について

外泊中においても居住費は徴収させていただきます。ただし、緊急やむを得ない理由によりその居室を短期入所療養介護利用者に使用させる場合は、当該利用者から居住費は徴収せず、短期入所療養介護利用者から滞在費として徴収いたします。

（３）その他の料金

① 理美容代　　実費（詳細は「利用料金のご案内」をご確認下さい。）
② 喫茶利用料　　ホットコーヒー、アイスコーヒー、紅茶（ホット）
各５０円／杯（消費税込み）
③ 日常生活消耗品費　　水道光熱費、シャンプー・リンス・ボディソープ、
おしぼり、タオル類　　１３０円／日（消費税込み）
④ 教養娯楽費・クラブ活動費・行事費　　実費
⑤ 衣類リース　　４８０円／日（消費税込み）
⑥ 文書料　　3,３００円～6,６００円／１通（消費税込み）

（４）支払い方法

・毎月中旬（１５日前後）に、前月分の請求書を発送いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発送いたします。
・お支払いは、口座引き落としのみとなります。

（５）利用料金を変更する場合について

介護保険制度の改正による当該利用料の変更や、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合の当該利用料の変更をする場合には、利用者または保証人に変更を行う日の１ヶ月前までに通知いたします。

６．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関
・名　称　松原徳洲会病院
診療科目：内科・心療内科・神経内科・呼吸器内科・気管食道外科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・外科・整形外科・心臓血管外科・皮膚科・呼吸器内科・泌尿器科・眼科・歯科・歯科口腔外科・肛門外科・婦人科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・小児科
・住　所　松原市天美東７－１３－２６
・電　話　０７２－３３４－３４０１

・協力歯科医療機関
＊名　称　松原徳洲会病院
・住　所　松原市天美東７－１３－２６
・電　話　０７２－３３４－３４０１

＊名　称　医療法人　健和会　初芝アキ歯科クリニック
・住　所　大阪府堺市東区日置荘西町 4-5-10　サンライズ初芝 201
・電　話　０７２－２８７－５５５８
０６－６３０９－８８３０（健志会グループ訪問歯科事務局）

７．施設利用に当たっての留意事項

・面会･･･午前９時～午後８時。それ以外は、来苑前に電話をください。
来苑時には面会手続きを行っていただき「入館証」を見えるように携帯してください。

・外出・外泊･･･在宅復帰施設である事を理解していただき、１月に最低１回は「外出」又は「外泊」をしてください。また、その際は必ずスタッフステーションへ申し出て手続きをしてください。
※ 感染症流行時には面会・外出・外泊を制限させてもらうことがあります。

・飲酒・喫煙･･･飲酒は原則禁止とさせていただきます。喫煙については、健康増進法第２５条の定めにより、受動喫煙防止のため敷地内・全館喫煙を禁止とします。

・設備・備品の利用･･･スタッフステーションにお申し出ください。

・所持品・備品等の持込･･･スタッフステーションでお尋ねください。

・金銭・貴重品の管理･･･原則として管理させていただきません。

・外出・泊時の施設外での受診･･･緊急を要する場合以外は、受診前に施設にご連絡・相談ください。緊急を要する場合は、対応後に施設へ連絡ください。

・緊急時の連絡･･･緊急の場合には、「入所利用同意書」にご記入いただいた連絡先または保証人に連絡します。なお、連絡先等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

・ペットの持込・飼育は禁止しております。

・入所利用中、職員は利用者にサービス計画に基づき可能な限りの支援をさせていただきますが、転倒等の危険予知には限界がある事をご理解、ご了承ください。

８．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、火災感知器、防火扉 等

・防災訓練　　年２回（１回は夜間又は夜間想定）

災害による被災を受けた場合には、下記、被災状況報告窓口への連絡および被災状況報告書の提出をします。

松原市健康部高齢介護課　高齢支援係　（被災状況報告窓口）　０７２－３３７－３１１３

９．虐待の防止に関する事項

（１）当施設は、入所者の人権の擁護･虐待の防止等のため次の措置を講じるものとします。

①従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。

②入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。

③その他虐待防止のために必要な措置。

･成年後見制度の利用支援

（2）本事業所は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとします。

10. 身体的拘束等の禁止

当施設は、大阪府条例第 118 号 第 16 条 4 項に基づき、サービスの提供に当っては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持

（１）当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
② 介護老人保健施設サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

（2）前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

個人情報の保護及び使用について

（1）以下の状況の場合に、当施設はその必要とする範囲内の個人情報の提供を行います。
①介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を、円滑に実施するため行うサービス担当者会議等においての使用。
②利用者が、入院等医療機関で受診する時の医療機関に対しての、個人情報提供。
③契約終了によって、利用者を他の施設へ紹介する等の援助を行うに際しての必要な個人情報の提供。
④利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
⑥当施設利用中の外部からの利用者への所在の確認・面会等の問い合わせについては答えるものとします。

（2）前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

12. サービス提供の記録

（1）当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録は当該サービスを提供した日から５年間保管します。

（2）当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

※ 閲覧、謄写に関しては、当施設で定める個人情報に関する諸規程に沿って手続きが必要となります。

13. 緊急時の対応方法について

（1）当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

（2）当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

（3）前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

14. 事故発生時の対応方法について

（1）入所利用中の事故（転倒による骨折や飲食中の誤嚥等）が発生した場合、速やかに指定された緊急連絡先または保証人へ連絡を入れ、事故発生時の経過及び状況説明を行います。また記録に残し、利用者の住所のある市町村へ「事故報告書」の届け出も行うものとします。

（2）施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

15. 賠償責任について

（1）介護老人保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

（2）利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

なお、当施設は業務遂行中による対人・対物等の万が一の事故に対応するため損害賠償保険に加入しています。

16. 衛生管理等

介護老人保健施設サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとします。

2 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設サービスを受けてもらうために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とします。

18. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談援助の専門職として支援相談員や施設ケアマネジャーが勤務しているので、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、遠慮なくご意見を寄せてください。速やかに対応いたします。その他、各階に備えつけられた「ご意見箱」も利用ください。（電話０７２－３３４－３４０２）

当施設以外の相談・苦情窓口として以下の連絡先があります。

・大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課　施設指導グループ･･･０６－６９４４－７１０６
・大阪府国民健康保険団体連合会　介護保険室介護保険課･･･０６－６９４９－５４１８
・松原市　高齢介護課　認定係･･･０７２－３３７－３１３１
・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

また、入所サービスの相談はもとより、居宅サービスについての利用方法等の相談もお受けしております。お気軽にご相談ください。

19. カスタマーハラスメントに関する当施設の考え方

当施設では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。
そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。
・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動
・業務の範囲を超えた過度な要求
・長時間にわたる執拗な要望やクレーム
これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

内容につきましては、介護保険法令等により、変更になる場合があります。

入所　重要事項説明書の説明年月日

令和　　年　　月　　日

重要事項説明書の内容について、「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年　大阪府条例第１１８号)」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者　　所在地　　大阪府松原市天美東７－１０３

法人・施設名　　医療法人徳洲会　介護老人保健施設　松原徳洲苑

代表者名　　理事長　東上　震一　　印

説明者名　　印

介護老人保健施設松原徳洲苑へ入所利用の申し込みをするにあたり、上記、重要事項説明書の説明年月日に重要事項説明書を受領し、説明者による説明を受け、これらを十分に理解・納得し承諾した上で申し込みを行います。

利用者　　住　　所

氏　　名　　印

上記署名は、　　（　　）が代行しました。

保証人　　住　　所

氏　　名　　印

（　　）本重要事項説明書の５の（３）の③にある日常生活消耗品費を支払い「シャンプー・リンス・ボディソープ、おしぼり、タオル類」の使用を希望します。